

菊陽中部小学校 P T A 会則の改訂について

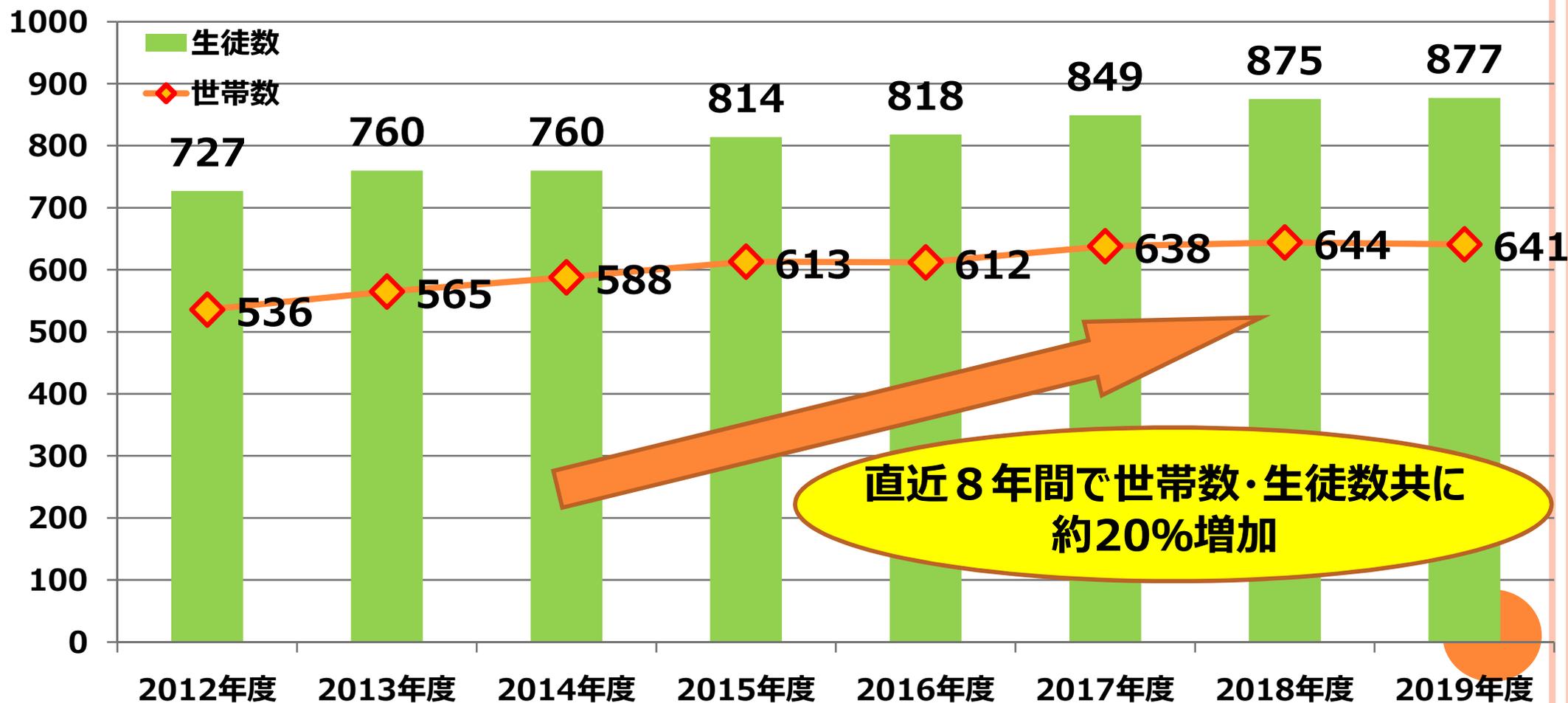
～役員を選出等に関する事前のご案内～

会則改訂の背景・目的

【会則改訂の背景】

～実態や時代の流れに合わない部分が見られる～

◆ 中部小の世帯数の増加等による役員 1 人当たりの負担の拡大



会則改訂の背景・目的

【会則改訂の背景】

～実態や時代の流れに合わない部分が見られる～

◆ 中部小の世帯数の増加等による役員 1 人当たりの負担の拡大

役職名	拘束時間（4月～6月）	1ヶ月当たりの平均拘束時間
会長	約150H	約50H
母親部長	約230H	約77H
副会長	約100H	約33H
書記	約120H	約40H
会計	約120H	約40H
総務運営委員長	約120H	約40H

平均すると、月 約 5 0 時間程度の P T A 関連活動での拘束時間が発生しており、役員 1 人当たりの負担は大きい

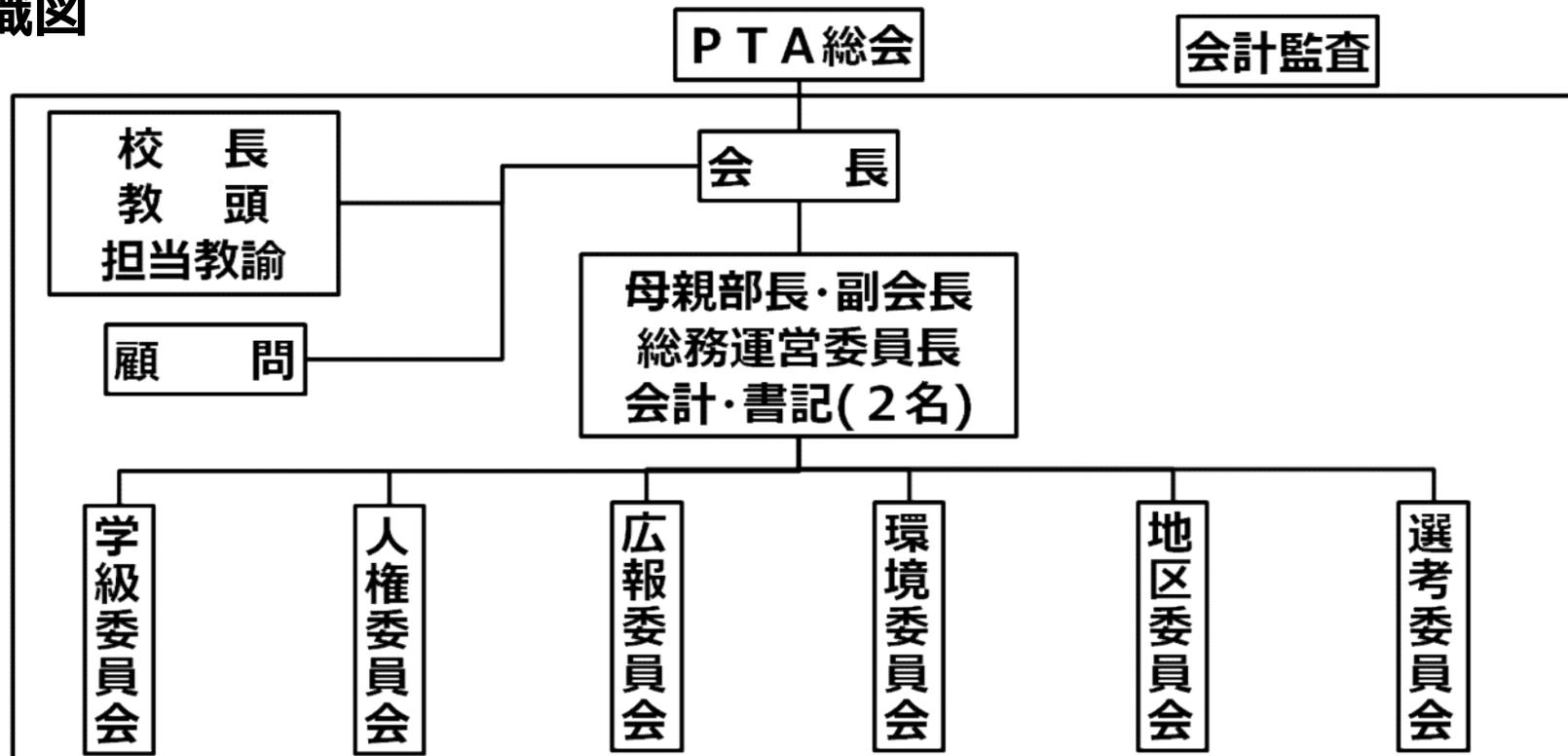
会則改訂の背景・目的

【会則改訂の背景】

～実態や時代の流れに合わない部分が見られる～

- ◆ 役員や委員長の役割が明確化されていない

★現行組織図



会則改訂の検討内容

【会則改訂内容】

- ◆ 役員・組織の改訂により、役員 1 人当たりの負担を軽減する。
 - ・拘束時間を半減させる為、役員数を 7 名⇒ 1 4 名へ増員させる。
- ◆ 役員・各委員長の役割や権限を明確化し、役割分担を加速させる。
 - ・各委員長にも明確な権限を付与し、6 役の委員会への関与を軽減させることで、役割分担を加速させ、負担の軽減を図る。
 - ・一人一役の各種係を委員会化し、役割分担を明確にすることで、役員の負荷を軽減させる。※体育委員会やイベント委員会等の設置
- ◆ “暗黙の了解”を会則に盛り込み、明確な規定とする。
 - ・免除期間を 5 年とし、会則に盛り込む。
- ◆ 会則の改訂により、個人の自己負担をなくす。
 - ・旅費規則を明確に盛り込み、個人の自己負担をなくす。
- ◆ 時代に即した改訂を今後も行ふことで、フレキシブルな体制を促進させ、自主的な担い手が出やすい体制を整える。



会則改訂の検討内容

【会則改訂内容】

- ◆ 拘束時間を半減させる為、役員数を7名⇒14名へ増員させる。
 ※選考については、35世帯を1つの目安に選考基準を明確化します。
 - ・35世帯以上 1名を選出
 - ・70世帯以上 2名を選出

【編成案は右表の通り】

No.	地区名	世帯数	合計世帯数	選考人数
1	緑ヶ丘	91	91	2名
2	ひばりヶ丘	83	83	2名
3	緑陽台	71	71	2名
4	あさひが丘	62	62	1名
5	下原	61	61	1名
6	上津久礼東A	56	56	1名
	上津久礼東B			
7	津久礼ヶ丘	45	45	1名
8	宮の上	38	38	1名
9	上津久礼西	38	50	1名
	下津久礼	12		
10	大堰木	30	51	1名
	津留	7		
	川久保	14		
11	中代・中岡	28	44	1名
	上中代	9		
	出分	7		
合計				14名



会則改訂に伴うメリット・デメリット

【会則改訂の効果】

◆ デメリット

1. 役員数が増える為、選考確率が高くなります。
2. 免除期間が短くなります。
(但し、元々“暗黙の了解”の為、免除を公言できるようになります。)

◆ メリット

1. 役員数が増えることで、1人当たりの拘束時間が軽減されます。
2. 役員個人の自己負担がなくなります。
3. 免除期間が明確になります。
4. 免除期間は、“暗黙の了解”よりも短くなりますが、先々の担い手が減ることへの防止策になります。
5. 保護者の積極的な関与を促進させ、風通しの良い、ガラス張りのPTA組織・活動につながります。



会則改訂のスケジュール

時期	実施内容
7月下旬	地区懇談会にて改訂に向けた説明を実施
8月～9月上旬	会則改訂の詳細内容の作成、及び、役員・学校側への了解
9月下旬	臨時PTA総会を開催
10月以降	次年度役員候補者推薦依頼
11月頃	推薦者への就任要請
12月～1月	新選考区割りでの選考実施
2月	新旧役員顔合わせ、役職決め
4月中旬	PTA総会にて新会則施行
4月中旬	PTA総会直後、一人一役決め、及び、体育委員長決め実施